

（午前10時40分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回、大きな項目で二つありまして、まず、はじめに、一つ目の大きな項目は、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

大阪府など都市部において新型コロナウイルス感染症が広がり、橋本市内へも波及しています。市内北部地域を中心に、多くの市民が大阪等の都市部に通勤通学されています。橋本市保健所管内で確認された新型コロナウイルス感染症患者の多くは大都市圏で感染しているのではないかと危惧しているところです。

本市の新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

まず、一つは、大阪市内など感染が急拡大している地域へ通勤・通学せざるを得ない市民は、既に感染しているのではないか、あるいは、感染させるのではないか、家族に感染者が出たらどうなるかと危惧しています。

こうした市民にPCR検査を実施するように、医師会とも協議して、県と国に申し入れるべきではないでしょうか、見解をお聞きします。

二つ目に、現在、新型コロナウイルス感染症が疑われるとき、まず保健所に連絡することになっていますが、保健所の業務はコロナ対策だけではなく、多岐にわたっています。発熱外来、PCR検査を受けられるセンターがあれば、市民は安心して検査を受けることができます。

県と医師会とも協議して、感染拡大を未然に

防止するために、発熱外来、PCR検査ができるセンターを設置すべきだと思います。また、設置場所については公表すべきであります。見解をお聞きします。

大きな項目二つ目ですが、本市の障がい者の現状と施策についてお聞きします。

第2次橋本市障がい者計画、第5期橋本市障がい者福祉計画によると、平成27年度の身体障害者手帳所持者で、聴覚障がい者は391人、視覚障がい者は245人となっています。この障がい者計画の中の、こういう項目がありまして、行政サービス等における配慮の推進の項目ですが、「障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、まず行政機関の職員が障がいに対する理解を深める必要があります」と書かれています。

そこで、本市の現状と施策について質問いたします。

まず、一つ目に、令和元年度で、聴覚障がい者と視覚障がい者の障害者手帳所持者は、それぞれ何人おりますが。

二つ目に、市内の障がい者の現状をお聞きします。聴覚障がい者で手話のできる方は何人で、視覚障がい者で点字のできる方は何人おられるか、お聞きしたいと思います。

三つ目に、障がい者計画の行政サービスの項目で、このように書かれております。「各関係機関が連携し、情報の共有化や相互活用を図りながら、必要なときに、必要な情報がきちんと伝えられるよう情報保障に努めます。障がいの特性に応じた情報保障に努めます」とあります。

視覚障がい者のために、毎月1回発行の市の広報を音声版で届けています。現在は希望者10人ほどに送付されています。希望者とはいえ、あまりにも少ないように思います。本市には、

市民一人ひとりがまちづくりに参画する、みんなで汗かいていいまちつくろうというはぐくむ条例があります。市民に広く広報が届くようになるのがいいのではないのでしょうか。見解をお聞きます。

四つ目に、視覚障がい者のために、国政選挙の選挙公報については音声版が発行されています。地方選挙の場合、全国の多くの自治体が選挙公報の音声版を発行しているのに、本市では音声版が発行されていません。なぜ発行されていないのか、見解をお聞きます。

最後、三つ目に、障がい福祉サービスにおける同行援護サービスと介護保険における移動に関するサービスとはどう違うのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問は終わります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの質問項目1、新型コロナウイルス感染症対策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

まず、一点目の、感染が拡大している地域への通勤通学者が感染していないか、感染源になっていないかなどを危惧されている市民に、PCR検査を実施できるよう、県や国に申し入れてはどうかというご提案についてですが、感染症の発生が拡大を続けている地域に、通勤や通学などをされている方はもちろん、日々の暮らしの中で、感染症への不安や心配、緊張を感じながら生活している方がほとんどです。中には、無症状であるが、自分が陰性であるということを確認し安心したいと、検査を望む方もいます。

和歌山県のコロナウイルス感染者の有無について判定できる検体数は1日60件までとなっており、現時点において、感染症に対して危惧されている方全員の検査を実施することは

難しいものと考えています。

検査対象を拡大する場合でも、希望者全員を受け入れるのではなく、病院や福祉施設など、一たびクラスターが発生すると社会的影響が出るような施設や、PCR検査の陰性証明がないと事業実施に支障のある業種など、限定的な基準を設ける必要があると考えています。

ご提案にありますように、PCR検査体制の充実、社会生活を守り、市民の皆さんの安全・安心につながる重要な施策でありますので、和歌山県に対し、検査体制のさらなる充実を要望していきたいと考えています。

次に、二点目の、発熱外来・PCR検査センターを設置し、場所についても公表すべきのご質問に対してお答えします。

発熱外来・PCR検査センターを設置することは、新型コロナウイルス感染症が疑われる方に対し迅速なPCR検査を行うことによって、保健所及び医療機関の負担を少なくし、感染拡大防止につながります。

和歌山県では、PCR検査センター機能を持つ地域外来・検査センターの設置運営についての予算を計上し、現在、橋本保健所管内の設置に向けて関係機関と協議をしているところであると聞いております。この地域外来検査センターは、保健所内に設置されている帰国者・接触者相談センターと連絡調整を行い、運営される予定です。

地域外来・検査センターが設置されることで、PCRの行政検査を集中的に実施することができ、医療機関の負担が軽減されと考えています。

市民の皆さまにおいては、感染に対して不安に思う方や症状のある方の相談等は、引き続き、保健所内に設置している帰国者・接触者相談センターで対応していただくこととなります。

本市としては、引き続き、感染拡大防止の啓発に努めていきます。

なお、議員ご提案の設置場所について公表すべきのご提案ですが、橋本保健所の方針として、地域外来・検査センターの設置場所については非公表と聞いていますので、ご理解願います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）まず、一点目をお聞きします。新型コロナウイルス感染症対策全般について質問したいと思います。

本年3月10日、全国市長会、全国町村会から、そして、8月8日、全国知事会からも、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言が提出されています。いずれも緊急で有効な対応策と支援策を求めています。

答弁にありましたように、PCR検査体制の充実、市民の皆さんの安全・安心につながる重要な施策であります。和歌山県に対して検査体制のさらなる充実を要望していただけたということですから、よろしくお願ひしたいと思います。

政府は8月28日、第42回新型コロナウイルス感染症対策本部の報告を行いました。そこでは、高齢者や基礎疾患を有する方については重症化リスクが高いことが判明しており、1人でも多くの命を守るために、こうした方々に対する対策が鍵となりますと言っています。

この政府の対策本部で、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組として、いくつか決定されているものがあります。

この中で、感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に、国が支援する仕組みを設けるとありました。対象者の条件がありますが、検査していただけるようになると私は理解しているんですが、この文言を読むとそういうふうに

思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

議員おっしゃるように、一定の高齢者に対して援助していくということですが、一定の高齢者ということですが、全ての高齢者ではなく、例えば、和歌山県で発生した場合でも、基礎疾患を有する方と限定しております。

このことについて既に、和歌山県の場合、行政検査を積極的に基礎疾患のある方については実施していると聞いています。市でも改めて支援しなくても、県で支援していただいていると考えております。

具体的な内容がまだ国から示されていないというのが現状ですので、引き続き動向を注視しますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、ご答弁いただいたんですが、結局、症状がなくても、一定のそういう高齢者、基礎疾患を持っている人たち、ここに書いているそういう文言を見たら、症状があるとかないとかは関係ないという意味に捉えられるんですけど、それでいいんですか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほど答弁したように、基礎疾患のある方については積極的に検査をしていくとなっているんですけども、和歌山県の場合は、その地域で発症した場合、発生地と限定した場合について、基礎疾患のある方を優先してPCR検査等を行っていくというふう聞いております。和歌山県の場合は行政検査を積極的にやっているというのは事実ですが、そういうことと聞いております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）答弁いただいたんですが、この文言を読むと、そういう解釈ではなくて、手を挙げて、ぜひ検査してほしいということ

やれば見れるようなことを検討するようになっていきますので、そういう方向で進んでいくと思いますので、ぜひそういう解釈でやっていただくように考えていただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）最終的にはそういうふうな方向でやるのが望ましいと私も考えております。

先ほど言いましたように、国自体がまだそういうふうなしっかりした方向性を示しておりませんし、和歌山県自体もそういうふうな形で示していないのが現状です。

何回も同じ答弁になりますけども、国から示されていないことから、引き続き動向を注視していきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そういった形で国から指示も、指導も来ると思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問をお願いします。

二つ目なのですが、この同じ対策本部の決定の中に書かれておったんですが、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクをリスト化したり、定期的な研修実施なんか書いてあるんですが、こうしたことを創設する、保健師人材バンクを創設する、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討すると書いてありました。

和歌山県からそのうち要請や指導があると思いますが、今の見解をお聞きできたらと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

橋本保健所によりますと、橋本保健所管内で働いている保健師は43人います。潜在保健師の人数については把握していないとの回答でした。今後は国の方針に従いまして保健師登録を

するものと思われま。

なお、市の常勤している保健師は、正規職員で16名、会計年度任用職員1名で、合計17名となっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）これからコロナ感染症が広がる可能性もあるし、国のほうが保健師を増員して、何とかその対策に生かしていこうということにしておりますので、保健所のほうから、県からまたいろいろ指導や要請が来るかと思ひますので、市のほうでそれに対応していただいて、実際に職に携わっていない保健師さんの協力を得るような体制を県と一緒に考えていただける体制をつくっていただくようお願いしたいと思ひます。

それと、三つ目をお聞きします。

また同じこの対策本部の決定の中で、多数の発熱者の発生が想定される季節性インフルエンザ流行期に備え、発熱患者が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備するとあります。

このため、PCR検査センター機能を持つ地域外来・検査センターを設置することはすごくいいことだと思うんですが、先ほど同僚議員の質問もありましたインフルエンザのことなんですが、インフルエンザと同時にコロナウイルスの感染が出て発熱しても、診察せんとどちらか分からないということがありますけども、それを身近な医療機関、かかりつけ医のところへ、まず皆さん行かれると思うんです。

それで、そうなったときに、かかりつけ医もすごく心配で、コロナかも分からない、インフルエンザかも分からないという検査がされるわけなんですが、それはものすごく不安が開業医の方であると思うんですが、その辺でちよっ

と、患者側も医師がもうすごく不安になるようなことに感じると思うんですが、その辺どんなふうに対応されるのか、ちょっとだけお聞きできたらと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、大変不安が広がると考えられます。インフルエンザ流行期に発熱や症状のある人が受診する場合、まず、かかりつけ医や帰国者・接触者相談センターに相談し、行動歴や症状から、従来のインフルエンザによる症状なのか、新型コロナウイルス感染症の疑いがないか、どちらかを判別する必要があります。

現在、県では、一般の病院でもPCR検査ができる体制を構築するため、医師会と調整していると聞いております。今後は、いくつかの医療機関でもPCR検査を受けられるような検査体制が整備されると思われまので、インフルエンザ期に備えて、徐々にですけれども、PCR検査の充実が考えられると思っております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ぜひよろしくお願ひいたします。

そうしたら、次にお聞きしたいんですが、これ先ほど言っていた数で分かりましたので、別にお聞きすることはいいです。

次の質問に移ります。

○議長（土井裕美子君）質問項目1はよろしいということですね。

それでは、次に、質問項目2、本市の障がい者の現状と施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）本市の障がい者の現状と施策についてお答えします。

まず、一点目の、聴覚障がい、視覚障がいで障害者手帳を所持されている方的人数ですが、令和2年3月末現在で、聴覚障がい者321人、視覚障がい者228人です。このうち5人が聴覚障がい、視覚障がいの重複者です。

次に、二点目の市内の障がい者の現状ですが、市で把握している人数として、手話を必要とする聴覚障がい者は44人、点字を読める視覚障がい者は7人です。

次に、五点目の、障がい福祉サービスにおける同行援護サービスは、視覚障がい者が外出する際において必要な視覚的情報の支援です。散歩や買物、食事等、地域における自立支援や社会参加を促すことを目的とするものです。利用上限時間は本人が申請し、障がいの程度等を考慮し、市で決定しています。

一方、介護保険における移動に関するサービスとしては、訪問介護のサービス内容の一つである通院等乗降介助と介護予防・日常生活支援総合事業の中にある訪問型サービスDというサービスがあります。

通院等乗降介助とは、要介護1から5の認定を受けている方を対象に、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先・外出先での受診等の手続き、移動などの介助を行うサービスです。

訪問型サービスDとは、要支援1・2の認定を受けている方、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象に、通院等乗降介助と同様、本人が外出して出向く必要のある通院等における送迎前後の介助を行うサービスです。

このように、外出時の支援を行うという点では同じですが、同行援助サービスは、視覚障がい者に対する視覚的情報の支援という観点か

ら、外出時に必要となる代筆・代読等の支援、また、自立支援、社会参加という観点から、散歩、余暇活動の場への参加など、その利用に一定の制限がある介護保険における移動サービスと比べ、比較的幅広くご利用いただいていたところですが、主な相違点となります。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）次に、三点目の、視覚障がい者のための「広報はしもと」の音声版についてお答えします。

「広報はしもと」は、視覚障がい者に声の広報を届けるべく、朗読ボランティアサークル、テープはしもとの皆さんにより、デジター図書のCD等に録音され、社会福祉協議会の協力を得て毎月配布しています。

この声の広報は、行政の情報が分かりやすく表現されており、視覚障がい者と行政の橋渡しとなっています。また、本市のホームページにも掲載しており、パソコンやスマートフォンでも再生できるので、こちらを利用されている方もおられます。

声の広報の普及については、「広報はしもと」やホームページの掲載のほか、障害者手帳を交付する際に、デジター図書の配布について周知を図っているところです。

本市が推進している協働のまちづくりの観点からも、「広報はしもと」に掲載の行政情報を広く市民の皆さんにお知らせしなければなりません。今後も健康福祉部と連携してこれまでの取組みを継続し、デジター図書の普及啓発に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）次に、四点目の、選挙公報の音声版をなぜ発行してい

ないのかについてお答えします。

本市の選挙公報は昨年4月の橋本市議会議員一般選挙で初めて発行しましたが、時間的な制約がある中で、他の選挙事務への影響も懸念されるため、まずは紙ベースでの発行及びホームページへの掲載からスタートしたところです。

選挙公報の音声版は公職選挙法で特段規定されていませんが、国及び県の選挙では、選挙のお知らせ版として選挙公報の掲載文を音声化したものが作成されています。

選挙のお知らせ版の配布は、視覚に障がいのある方が、候補者の氏名、経歴、政見を知る手段として有効なものと考えますので、先行事例を参考に、配布する方向で検討します。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、質問の3番目のところでお聞きします。お聞きしますというよりも、ちょっと申し上げたいと思います。

「広報はしもと」音声版の件についてですが、朗読ボランティアサークル、テープはしもとというサークルで皆さんが協力して下さっていることをお聞きしまして、すごく、私もそれ知りませんでして、心からお礼を申し上げたいと思います。

「広報はしもと」の音声版が1人でも多くの視覚障がい者の手に届いて、健常者も障がい者も一緒に自分の住むまちを知り、橋本市のまちづくりに参画できたらとすごく思います。そのことをすごく強く願っておるところであります。

質問ではございませんが、こういった私の思いがありますので、意見として申し上げたいと思います。今のは意見としてお聞きしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問、もう一つお聞きします。

4番目の質問の項目のところでやりました、選挙公報の音声版の件であります。選挙のお知らせ版として、視覚に障がいのある方に候補者の氏名、経歴、政見を知らせる手段として有効なものと考え、先行事例を参考に、配布する方向で検討しますとご答弁いただきましたので、ぜひ実現していただきたいと思っておりますので、その方向でよろしくお聞きしたいと思っております。

そういう形でご答弁いただいたんですが、事務局長のほうで何かちょっと付け加えることがありましたら、言ってください。

○議長（土井裕美子君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）事務局のほうからですけれども、選挙公報を去年の4月の選挙で初めて発行させていただきました。私も4月に事務局に来たところで、ばたばたしておる中で初めて発行させていただきましたので、今、議員ご指摘いただいたような音声版とか、そこまでは最初のところ手が回らなかったというのが現状でございます。

ただ、当然、視覚に障がいがある方、そういう障がいがある方に関しましても、平等な参政権というものがございまして、そういうものは選挙管理委員会としても必要だと思っておりますので、今後、先ほど答弁しましたように、先行的な事例、本市においては市の広報、この議会の議会だよりも音声版として配布しておると聞いておりますので、参考にさせていただきます、次回の選挙からできるよう努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）市会議員選挙は1週間ということで、期間が短いということで、全国的にも、どうやって作ろうかということで苦労しているみたいなんです。

それはそれで大変かと思うんですが、サーク

ルの方にご協力いただいて、何とか視覚障がいを持っておられる方に、各候補者の政見、政策や経歴を知っていただくということが選択をする上ですごく大事と思っておりますので、ぜひともこれ本当に作っていただけるように、よろしくお聞きしたいと思っております。

そうしたら、続けて質問をさせていただきたいと思っております。

5番目に、最後にお聞きしました、障がい福祉サービスにおける同行援護サービスについてお聞きしたいんですが、散歩や買物、食事等、地域における自立支援や社会参加を促すことを目的とするものと説明していただきました。

例えばのことなんですが、散歩の途中で通り道にコンビニがあって、ちょっと寄り道してコンビニで買物するというようなことは、何かお聞きしましたところ、それぞれ事業所によって違うのかも分かりませんが、それはしてはいけませんよというようなことを言われているヘルパーがおられるようなので、それちょっと明確にご答弁いただけたら助かりますので、お聞きします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にしっかり答えられるかどうか分かりませんが、答弁にもありましたように、視覚障がい者の方への援助につきましては、幅広くサービスができるような状況になっています。

介護サービスについてはいろいろ限定があるんですけども、こちらの障がい者の方についての支援については、幅広くあるんですけども、今言われましたコンビニとかその辺については、いろんな条件がありまして、それに伴いまして援助者が判断して、障がい者の方と相談して、どういう形の支援をしていくかというのを決めていく形になります。

その中で、コンビニとか、直接行くんじゃないしに、何らかの通院患者の介助の後の付随とし

て行くことやったらいいというところもありますし、その辺についてまだ明確に書いていないのが現状です。

その辺は、支援者と障がい者の方で相談していただいて、どちらかという柔軟に体制を整えていただいたらいいと思うんですけども、そういうことになると思いますけども、ちょっと答弁になってないかも分かりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）その現場で支援者の方がいろいろお話を聞きながら、別に差し支えあることではないということでもいいんですね。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）何回も言いますが、障がい者の方と支援の方が相談していただいて、適正にやっていただきたいというのが、健康福祉部としての考え方です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）分かりました。

それで、私のほうからなんですけども、事業所によって捉え方が違うみたいなので、今、部長おっしゃったような形でよろしいですよということで、申し訳ないんですけど、周知していただけたらと思います。ちょっと何か私お聞きしているところ、何か違ったりしているところもありますので、それちょっと、よろしくお聞きしたいと思います。最後それだけ一つ、お伝えしておきたいと思います。

続けていいですか。

○議長（土井裕美子君）答弁はよろしいですか。

○10番（高本勝次君）いいです。

○議長（土井裕美子君）では、続いてどうぞ。

○10番（高本勝次君）今申し上げたようなことで、ぜひ周知していただきたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

それでは、最後に、相談というか、障がい者の方でお聞きしたことがありますので、難し

い問題なんですけども、要望のような形で申し上げるか分からないんですが、障がい者団体のある方から聞いた要望なんですけども、新型コロナウイルス感染症で、3密でなかなか外へ出ることができない、障がい者自身も当然含めてできないんですが、なかなか集まって運動することができないことによって、すごくストレスを感じておられるという方をよく聞くんですけど、障がい者団体のある方のお話を聞きますと。

そんなんで、少人数でしなくてはいけないんですけども、何かできることがないんでしょうかということで、その方がおっしゃるのは、ある場所を借りたら、そこに空気清浄機でも置いて、クーラーをかけて窓を開けて、何かそんな形でもやれることはないのかなとおっしゃったりするので、どのように考えたらいいかをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）障がい者の方もそうですし、高齢者の方も、先ほどから答弁させていただいたように、コロナ感染症のために外へ出られない、外で運動ができない、いろいろな方と話合いができないというような問題が、今、当然起こっております。

この辺のことについては、高齢者の方については、いきいき健康課でできるだけ対応しまして、外での運動、また、インターネットを通じての運動の発信とかもさせていただいています。

障がい者の方については、まだ私も直接相談を受けていないんですけども、福祉課が中心となって、そういうふうな問題とか協力の依頼があれば、福祉課が積極的に対応させていただきますので、場所の提供、空気清浄機の提供までできるかどうかというのは分かりませんが、できる限りの体制を整えて、3密を避けて、運動とか皆さんの話合いの場をつくっていきいたいと考えておりますので、また相談していた

できればと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そういう相談がありましたので、ぜひ部長、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの一般質問は終わりました。

この際、11時30分まで休憩いたします。

（午前11時19分 休憩）